

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第19号

(所 管) 教職員人事部教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る社会情勢の中で、教職員が夏季において心身の健康の維持及び増進を図るための特別休暇（以下「夏季特別休暇」という。）を十分に取得できるよう、その対象となる期間を延長することとし、所要の改正を行うものであること。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 夏季特別休暇については、現状7月から9月までの期間内に受けることができるところ、令和3年度について、7月から10月までの期間内に受けることができることとするもの 2 施行期日 令和3年7月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

議案第19号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について、次のとおり一部改正する。

令和3年6月17日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「限り、第12条第1項第21号」を「おける第12条第1項第21号」に改め、附則に次の1項を加える。

（令和3年度における特別休暇の特例）

6 令和3年度における第12条第1項第21号の規定の適用については、同号中「7月から9月まで」とあるのは「7月から10月まで」とする。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(20) 【略】</p> <p>(21) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進を図る場合 一の年度の7月から9月までの期間内において次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、当該アからウまでに定める日数以内（短時間勤務職員については、当該日数に、当該短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）以内とし、臨時的に任用された職員及び法第26条の6第7項又は育休法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員については、5日を超えない範囲内において教育委員会が別に定める日数とする。）</p> <p>ア 7月1日現在在職中の職員（休職、停職、療養命令又は育児休業の期間中にある者及び第2号に規定する特別休暇（ウにおいて「産休」という。）を取得中の者並びにこれらに準ずる者（イにおいて「休職等職員」という。）並びにウに掲げる者を除く。）</p> <p>5日</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(20) 【略】</p> <p>(21) 職員が夏季において心身の健康の維持及び増進を図る場合 一の年度の7月から9月までの期間内において次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、当該アからウまでに定める日数以内（短時間勤務職員については、当該日数に、当該短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）以内とし、臨時的に任用された職員及び法第26条の6第7項又は育休法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員については、5日を超えない範囲内において教育委員会が別に定める日数とする。）</p> <p>ア 7月1日現在在職中の職員（休職、停職、療養命令又は育児休業の期間中にある者及び第2号に規定する特別休暇（ウにおいて「産休」という。）を取得中の者並びにこれらに準ずる者（イにおいて「休職等職員」という。）並びにウに掲げる者を除く。）</p> <p>5日</p>

イ 7月2日から9月30日までの期間内において新たに採用された職員及び休職等職員で、当該期間内において復職し、又は職務に復帰したもの 次の表に掲げる採用、復職又は復帰の日の区分に応じて同表に定める日数

採用、復職又は復帰の日	日数
7月2日から7月19日までのいずれかの日	5日
7月20日から8月6日までのいずれかの日	4日
8月7日から8月24日までのいずれかの日	3日
8月25日から9月11日までのいずれかの日	2日
9月12日から9月30日までのいずれかの日	1日

ウ 7月2日から9月30日までの期間内において産休を取得する職員及び任用期間が満了する職員 次の表に掲げる産休を開始する日又は任用期間が満了する日の区分に応じて同表に定める日数

産休を開始する日又は任用期間が満了する日	日数
9月12日から9月30日までのいずれかの日	5日
8月25日から9月11日までのいずれかの日	4日
8月7日から8月24日までのいずれかの日	3日
7月20日から8月6日までのいずれかの日	2日
7月2日から7月19日までのいずれかの日	1日

附 則

1～4 【略】

イ 7月2日から9月30日までの期間内において新たに採用された職員及び休職等職員で、当該期間内において復職し、又は職務に復帰したもの 次の表に掲げる採用、復職又は復帰の日の区分に応じて同表に定める日数

採用、復職又は復帰の日	日数
7月2日から7月19日までのいずれかの日	5日
7月20日から8月6日までのいずれかの日	4日
8月7日から8月24日までのいずれかの日	3日
8月25日から9月11日までのいずれかの日	2日
9月12日から9月30日までのいずれかの日	1日

ウ 7月2日から9月30日までの期間内において産休を取得する職員及び任用期間が満了する職員 次の表に掲げる産休を開始する日又は任用期間が満了する日の区分に応じて同表に定める日数

産休を開始する日又は任用期間が満了する日	日数
9月12日から9月30日までのいずれかの日	5日
8月25日から9月11日までのいずれかの日	4日
8月7日から8月24日までのいずれかの日	3日
7月20日から8月6日までのいずれかの日	2日
7月2日から7月19日までのいずれかの日	1日

附 則

1～4 【略】

(令和2年度における特別休暇の特例)

- 5 令和2年度に限り、第12条第1項第21号の規定の適用については、同号中「7月から9月まで」とあるのは「7月から10月まで」とする。

【新設】

(令和2年度における特別休暇の特例)

- 5 令和2年度における第12条第1項第21号の規定の適用については、同号中「7月から9月まで」とあるのは「7月から10月まで」とする。

(令和3年度における特別休暇の特例)

- 6 令和3年度における第12条第1項第21号の規定の適用については、同号中「7月から9月まで」とあるのは「7月から10月まで」とする。